

農用地利用権移転申出書

令和 年 月 日

嘉麻市長 様

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき利用権移転をしたいので、別紙「利用権設定関係各筆明細」のとおりに申し出ます。
この申し出に際し、土地所有者等は、貴職が土地の確認のために土地基本台帳を閲覧することを承諾します。

利用権の移転を受ける者（次の耕作者）

氏名又は名称		住所	連絡先	生産組合名
	印			

利用権を移転する者（今の耕作者）

氏名又は名称		住所	連絡先	生産組合名
	印			

利用権を移転する土地につき所有権を有する者（土地所有者等）

氏名又は名称		住所	連絡先	生産組合名
	印			
登記簿上の名義人の氏名		申出人からみた左の名義人との続柄		

《注意事項》

※申出書等の控え（写し）について

- ・控えを必要とされる方は、市に提出される前に各自でご用意してください。

※利用権設定等の公告日（開始となる日）、申出書等の提出期限

- ・利用権設定等の公告日は毎月 20 日です。**申出書等の提出期限は、原則として、希望する公告日の前月の 20 日まで**となります。
(例：6 月 20 日の公告日に合わせて書類を提出する場合 ⇒ 5 月 20 日とその期限となります。)

※相続登記がお済みでない場合又は共有名義の場合

- ・利用権設定等を行う土地の登記簿上の名義人が死亡され、**相続登記がお済みでない場合は**、原則として、相続人全員からの同意を得た上で相続人の代表者が申出書の作成を行ってください。この場合、次のとおり**同意書の添付が必要**となります。なお、**共有名義の土地について利用権設定等を行う場合も同様**となります。

《同意書が必要となる範囲》

- 設定期間が 20 年を超える場合：所有権者全員
- 設定期間が 20 年以内の場合：所有権者全員のうち共有持分の 2 分の 1 を超えるまで

※耕作者の住所が嘉麻市以外の場合

- ・耕作者の住所地の農業委員会が発行する「経営状況証明書」を添付してください。
- ・嘉麻市の農地台帳に記載された住所から変更があった場合は、耕作者の住所地が発行する住民票（謄本）を添付してください。

受付